

豊かな住環境を整備して活力あるまちづくり 贈与された土地、自己所有の土地への新築も助成金の支給対象となりました

町では過疎化と少子高齢化に歯止めをかけ若者の定住促進を図る目的で、「甲佐町定住促進要綱」を制定しています。今回、助成内容などを見直し、豊かな住環境を整備するため要綱を改正しました。

これまで「承認団地の購入」を助成の条件としていましたが、今回の改正により「贈与された土地」や「自己所有の土地」への新築、「多世代同居」も対象となりました。

■甲佐町への定住を考える町内外の人に助成金を支給します

町では、活力あるまちづくりを目指し、「自然との調和のとれた住環境の整備と豊かさを実感できるゆとりのある生活の創出」を図るため、「甲佐町定住促進要綱」を定めて、町独自の制度を設けて支援を行っています。

しかし、依然として少子高齢化、核家族化の傾向は顕著に見られ、人口減少に歯止めがかかっていない状態です。また、平成28年4月14日（木）から発生した熊本地震は、本町に甚大な被害をもたらし、町外への人口流出が起きています。

人口流出を防ぎ、若者の流入促進を図る取り組みを推進していくことが、本町の創生にとって重要な課題となっています。

町では、これまで以上に安心して住

み続けられ、定住してもらええる住環境を支援するため要綱を改正しました。

■多世代住宅、土地の贈与、自己所有の土地への新築も助成対象に

●対象となる人

次の①②を満たす人

- ①基準日現在（※）で40歳未満で、同居配偶者が40歳未満の人（同居配偶者がいない場合は20歳未満の扶養親族がいる人）
- ②土地購入後3年以内に住宅を建設し入居した人、土地の贈与および自己所有の土地の場合は、建築請負契約日より1年以内に住宅建設を完了し、入居した人または住宅購入後1年以内に居住を開始した人

※基準日とは

- ・土地購入の場合
- 土地売買契約日

- ・贈与および土地付住宅購入の場合
- 所有権移転登記日
- ・自己所有の土地の場合
- 建築請負契約日

●助成額

助成金は、条件により支給額が異なります。また、未就学児童がいる場合には、条件に応じて未就学児童加算金が支給されます。

▼「甲佐町開発行為等指導要綱」により承認された土地を購入し、新築した場合

- ・助成額 100万円
- ・加算金 未就学児童1人につき10万円
- ▼同要綱に基づかない土地を購入し、新築し、多世代住宅（申請者の父母または祖父母世代との同居）の場合

- ・助成額 50万円
- ・加算金 未就学児童1人につき5万円



甲佐町に定住するとき助成金で支援します

対象者

- ①・②のいずれかに該当する人（年齢は基準日現在）
- ①40歳未満で、同居配偶者（40歳未満）がいる人
- ②40歳未満で、同居扶養親族（20歳未満）がいる人

土地・建物

土地取得後3年以内に住宅建設を完了し入居
 （土地の贈与及び自己所有の土地の場合は建設請負契約日より1年以内に住宅建設完了し入居。土地付建売住宅は購入後1年以内に入居）

場所

指導要綱により承認された団地に建設

指導要綱により承認された団地以外の土地に建設

世帯状況

多世代住宅（親または祖父母世代と同居）

単独世帯

助成額

100万円

50万円

30万円

加算額

10万円

5万円

5万円

- ・定住とは、5年を超える期間継続して本町に居住することを意味します。
- ・指導要綱とは、「甲佐町開発行為指導要綱」のことです。
- ・年齢要件（未就学児童含む）は、基準日現在とします。
- ・住宅は、延床面積65平方メートル以上の専用住宅です（併用住宅は、居住部分の延床面積が65平方メートル以上）。
- ・加算額は、未就学児童1人につき加算される金額です。

▼同要綱に基づかない土地を購入し新築し、単独住宅（申請者夫婦のみ、申請者夫婦と20歳未満の扶養親族、申請者と20歳未満の扶養親族と同居）の場合

- ・助成額 30万円
- ・加算金 未就学児童1人につき5万円

※土地が贈与もしくは自己所有の場合は、助成額と加算額がともに半額になります。

●助成金の支給日

「同指導要綱」により承認された団地の土地を購入し新築した人は、助成金の交付確定通知日から1年後と5年後にそれぞれ50万円ずつ支給します。

また、同指導要綱により承認された団地以外の土地を購入し新築した人、土地の贈与、もしくは自己所有の土地の人は助成金の交付確定通知日から1年後に全額支給します。

●注意事項

- ・「町定住促進要綱」における定住は、5年を超える期間継続して本町に居住することを意味します。
- ・年齢要件（未就学児童を含む）は、基準日現在（※）とします。
- ・住宅は、延べ床面積65平方メートル以上の専用住宅（併用住宅は、居住部分の延べ床面積が65平方メートル以上）とします。

▼お問い合わせ先
 町企画課

☎096・234・1154

（内線232）